



「さいかい、さいこう、歩もう共に」

第2次

ダイジェスト版

西海市男女共同参画基本計画

平成30年度～平成39年度



計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。

こうした社会を形成するには、男女が共に将来に夢を持ち、互いに人権を尊重しつつ、あらゆる分野に共に参画して、喜びも責任も分かち合うことが重要です。

西海市においては、平成20年3月に、「西海市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してきました。

本計画は、「西海市男女共同参画基本計画」が平成29年度をもって計画期間満了となること、また、女性活躍推進法施行等の社会情勢の変化等に的確に対応するため、「西海市男女共同参画基本計画」の見直しを行い、新たな「第2次西海市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、西海市の男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本指針となるものです。

男女共同参画基本法（第 14 条 第 3 項）

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

この計画の「基本目標Ⅳ 仕事と家庭の両立ができる環境づくり」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に規定する「女性活躍推進計画」に位置付けます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（第 6 条 第 2 項）

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

この計画の「基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV 基本計画）」に位置付けます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（第 2 条の 3 第 3 項）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

計画の期間

平成 30 年度（2018 年度）から平成 39 年度（2027 年度）までの 10 年間とします。

基本理念

「さいかい、さいこう、歩もう共に」

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることが重要です。前期計画では「共に和し 男女に輝け 生き生き西海」の基本理念のもと、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現を目指して施策を推進してきました。

本計画では、ドメスティック・バイオレンスや様々なハラスメントの問題、女性の活躍の推進といった近年の社会情勢の変化を踏まえつつ、男女がお互いの能力や個性を認め合い、相乗効果的に共に力を発揮できる社会を目指し、新たに「さいかい、さいこう、歩もう共に」を基本理念とし、さらなる施策の展開を図ります。

具体的な内容

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本目標Ⅱ

男女がいきいきと暮らせる社会づくり

基本目標Ⅲ

男女共同参画による豊かで活力ある地域づくり

基本目標Ⅳ

仕事と家庭の両立ができる環境づくり

「西海市女性の活躍推進計画」

基本目標Ⅴ

配偶者等に対する暴力のない社会づくり

「西海市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」

男女共同参画社会を実現するには、男女がお互いの人権を尊重し、価値観やライフスタイルを理解し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できることが必要となります。家庭や地域などあらゆる場面において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識を持つことなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動を行います。また、学校教育・社会教育を通じて、男女共同参画の意識づくりを進めます。

1 男女平等の意識啓発

- (1) わかりやすい広報・啓発活動の推進
- (2) 各種団体との連携による啓発の推進
- (3) 市行政における男女共同参画の推進

2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

- (1) 学校における男女平等の理念に関する教育の推進
- (2) 生涯学習における男女共同参画の推進

成果目標

指 標	現状値 平成 29 年度	目標値 平成 39 年度
家庭生活において男女が平等であると感じている市民の割合	29.6%	40.0%
「男女共同参画」の内容を知っている市民の割合	23.4%	40.0%
男女共同参画に関する講演会、研修会、出前講座などの開催	0回	2回
学校教育の場において男女が平等であると感じている市民の割合	63.6%	80.0%

※現状値、目標値は、それぞれ平成 29 年度、平成 39 年度の実績です



誰もが住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、犯罪に巻き込まれない、災害時であっても安全に避難できるなど、防犯・防災体制の整備が必要です。

また、男女が互いにそれぞれの性の特性を理解した上で、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、様々なシーンに応じた健康支援に取り組み、心身の健康の維持増進を図ります。

1 心と身体の健康づくりの推進

- (1) 健康づくりの支援
- (2) 時代に相応した子育て支援
- (3) 母子保健サービスの拡充
- (4) 高齢者の自立生活支援のための環境整備

2 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり

- (1) 母子家庭及び父子家庭への支援

3 ハラスメントの防止

- (1) 様々なハラスメントによる被害の防止

成果目標

指 標	現状値 平成 28 年度	目標値 平成 39 年度
特定健診受診率	47.0%	60.0%
乳がん検診受診率	39.7%	50.0%
子宮頸がん検診受診率	30.0%	50.0%
セクシャル・ハラスメントを受けたことがある市民の割合	12.7%	0%

※平成 29 年度の各受診率については、数値が確定していないため、現状値は 28 年度の実績としました

※目標値は、平成 39 年度の実績です

※がん検診受診率の対象者は 69 歳までです



「活力ある地域づくり」の推進には、家庭生活と仕事や地域活動などが両立できる社会の実現が必要です。家庭生活において家族の一人ひとりがお互いを尊重しあい、相互に協力しあえる環境づくりをめざします。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、市民の誰もが共通の理解と認識を深め、円滑なコミュニケーションを図るため、地域活動における男女共同参画の促進など市民主体の取組に対する支援や、市の政策や方針決定過程への参画などの取組を積極的に行い、あらゆる分野における女性リーダーの育成や登用をさらに推進し、男女が共に参画する社会づくりを進めていきます。

1 家庭や地域における男女共同参画の推進

- (1) 男女が協力しあえる家事・育児・介護等の環境整備
- (2) 地域活動における男女共同参画の推進
- (3) 自主的な市民活動への支援

2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- (1) 市の施策・方針決定過程への女性参画の拡大
- (2) 事業所・各種団体等への推進支援

成果目標

指 標	現状値 平成 29 年度	目標値 平成 39 年度
地域活動において「男性優遇」と思う人の割合	33.6%	25.0%
各種審議会・委員会等への女性登用率	22.9%	30.0%
市役所の管理職における女性登用率	10.0%	20.0%

※現状値、目標値は、それぞれ平成 29 年度、平成 39 年度の実績です



男女が家族の一員として、その責任を果たしながら仕事を継続することができ、多様でかつ柔軟な働き方を可能とし、互いの人権を尊重し対等なパートナーとして気持ち良く働くことができるよう、市民や事業所に対して啓発や情報提供などを通じたワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

「女性活躍推進法」がめざす女性が十分に能力を発揮し活躍できるような環境の整備を行うためには、社会全体で子育てを支援する環境づくり、高齢者等が安心して暮らし続けられる介護支援策の充実を図り、育児・介護と仕事が両立できる環境づくりが重要です。

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保に向け、既存の固定的な性別による役割分担意識等を解消し、自らの意識と能力に応じて、一人ひとりがいきいきと活躍できる社会の実現をめざします。

1 女性の活躍推進と男性の意識改革

(1) 仕事と家庭が両立できるための環境整備

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発

3 働く場における男女共同参画の推進

(1) 事業所等に対する啓発活動の推進

(2) 農林水産業及び商工業等自営業における女性の自立支援

(3) 女性の起業支援

成果目標

指 標	現状値 平成 29 年度	目標値 平成 39 年度
女性の事業主がいる事業所の割合	16.4%	20.0%
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	45.5%	60.0%
職場において、全体的に男性の方が優遇されていると感じている市民の割合	28.8%	15.0%
「仕事」と「家庭」を両立していると感じている市民の割合	11.2%	30.0%

※現状値、目標値は、それぞれ平成 29 年度、平成 39 年度の実績です

「西海市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」

配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても決して許されるものではありません。DVが身近にある重大な犯罪であることを認識する中で、「暴力を許さない社会の実現」をめざし、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組とともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援を、関係機関と連携しながら総合的に進めていきます。

- 1 DVを許さない意識づくりの推進
 - (1) DV防止に向けた意識啓発
- 2 安心して相談できる体制の整備と被害者支援の充実
 - (1) DV被害者支援に関する相談体制の整備
- 3 DVによる被害者の保護と自立支援
 - (1) DV被害者の安全確保のための支援
 - (2) DV被害者の自立に向けた支援
- 4 関係機関の連携・協力
 - (1) 関係機関、団体等との連携の推進

成果目標

指 標	現状値 平成 29 年度	目標値 平成 39 年度
DV被害を受けたことがある市民の割合	17.4%	0%
DV被害を受けた際に「相談した」市民の割合	56.0%	80.0%
デートDVに関する情報発信の回数	0回	4回
県が実施するDVに関連する研修会等への参加	2回	4回

※現状値、目標値は、それぞれ平成 29 年度、平成 39 年度の実績です

第2次西海市男女共同参画基本計画 ダイジェスト版

発行 西海市 総務部 安全安心課

〒857-2392 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2222

T E L : 0959-37-0028 F A X : 0959-23-3101